

第三者割当による第1回新株予約権（行使価額修正条項付） 発行に関する補足説明資料

2020年11月30日(月)

(東証第1部:8095)



イワキ 株式会社

当社グループの事業領域と幅広いバリューチェーンの概要

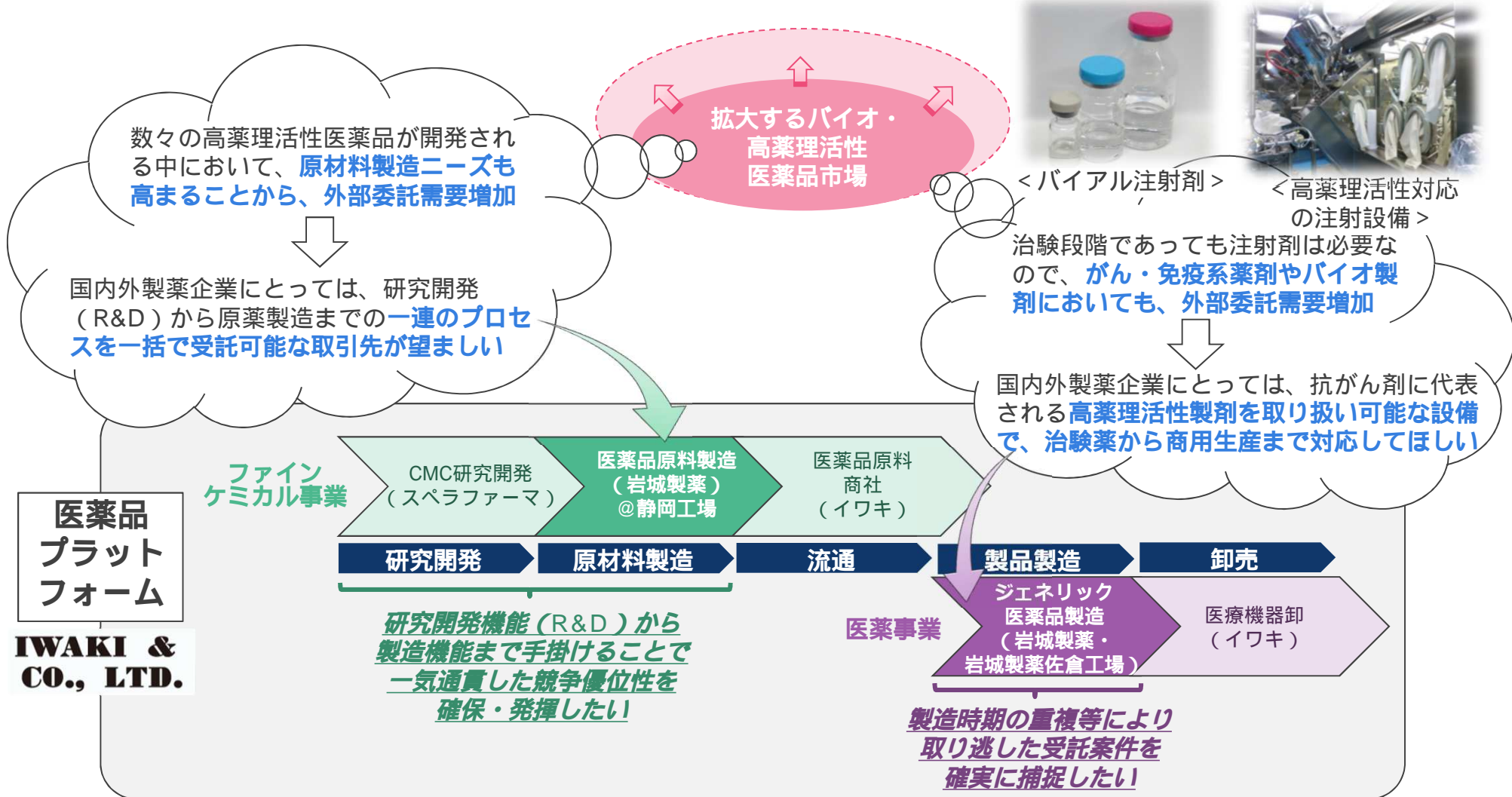
当社グループは、ヘルスケアとファインケミカルを中心に4つの事業において研究開発から通信販売業まで幅広いバリューチェーンを持っています。

	研究開発	原材料製造	流通	製品製造	卸売	小売
ファインケミカル事業	CMC*1研究開発 スベラファーマ株式会社	医薬品原料メーカー 岩城製薬株式会社	医薬品原料商社 イワキ株式会社			
医薬事業				ジェネリック医薬品メーカー 岩城製薬株式会社 岩城製薬佐倉工場(株)	医療機器卸 イワキ株式会社	
HBC ・ 食品事業			化粧品原料商社 イワキ株式会社	化粧品通販 APROS	一般用医薬品卸 イワキ株式会社	
		食品原料メーカー ポーエン化成株式会社	食品・機能性食品原料商社 イワキ株式会社			
化学品事業		表面処理薬品メーカー Meltex	表面処理関連製品商社 Meltex			

*1: CMCとは、薬剤の承認審査に必要な申請書類における原薬・製剤の、Chemistry(化学)・Manufacturing(製造)・Control(品質管理)の情報のことを指す

成長戦略と医薬品市場における動向

当社グループは、バイオ・高薬理活性医薬品市場の拡大に伴って生じた製剤の外部委託需要の高まりを受け、CMC及びCDMO事業の強化を企図しています。



成長戦略における本設備投資・本資金調達の位置づけ

当社グループの成長戦略において、十分な設備投資による事業展開に加えて、フレキシビリティの確保が重要であり、それらを支える本資金調達の必要性は高いと考えています。

医薬事業

現在の状況

- ▶ 抗がん剤に代表される高薬理活性製剤需要の高まりに対して、市場全体で供給体制が逼迫していることから、顧客からの要請が増大
- ▶ 一方で、2020年3月に買収したスペラファーマ㈱には、新たな設備拡張余地は限定的
- ▶ また、受託ビジネスにおける受託可能領域拡大と収益力強化が課題

岩城製薬佐倉工場㈱における注射剤製造ライン等に係る設備投資

ファインケミカル事業

- ▶ 市販風邪薬の原薬を取り扱い、国内トップシェアを争う位置にある
- ▶ しかし、高薬理活性原薬についてはこれまで方針として自社製造しないとしてきたため、製造キャパシティを有していない
- ▶ 市場では、顧客からのニーズにワンストップで対応できる原薬メーカーの引き合いが非常に強い

岩城製薬㈱静岡工場における高薬理活性原薬製造機能付加を目的とした設備投資

に本設備狙い投資

- ✓ 競合他社と比較して特徴的なポジショニングにより、統合的なサービスが提供可能
- ✓ グローバルレベルでの高薬理活性対応が可能な最新鋭設備を以て、スペラファーマとの2拠点化を進めることで、受託案件における競争優位性及びフレキシビリティを確保

- ✓ 原薬製造を主に担う静岡工場で、高薬理活性原薬製造にも取り組むことで、事業拡張が可能であり、製造キャパシティの強化も可能
- ✓ 研究開発機能（R&D）から製造機能まで手掛けることで一気通貫したサービスを提供できるため、シームレスな受託案件を獲得・対応可能

に本資金狙い調達

- ✓ 十分な設備投資の推進により、万全な受注体制を構築することが可能であるとともに、事業拡大に伴う手元流動性低下や負債水準の高まりによる財務戦略の柔軟性の低下に備える必要性が高まる

➡ 自己資本の拡充及び借入金の低減による財務基盤の強化を進めることが可能

本資金調達の概要

本資金調達の概要

第1回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行による資金調達（SMBC日興証券への第三者割当）

- 割当日 : 2020年12月16日（水）
- 発行新株予約権数（潜在株式数）: 67,200個（6,720,000株）（ターゲット・プライス毎の内訳は以下ご参照）
- 希薄化率^{*1} : 19.91%
- 想定調達額 : 約42.3億円（差引手取概算額）
- 行使可能期間 : 約3年間（2020年12月17日～2023年12月18日）
- 当初行使価額 : 630円
- ターゲット・プライス : 630円（対象本新株予約権個数：50,000個）、700円（対象本新株予約権個数：17,200個）
- 行使価額修正 : 新株予約権の行使効力発生日前営業日のVWAP^{*2}×92%に修正
- 下限行使価額 : 350円（決議日前営業日終値×65%）

資金使途

岩城製薬佐倉工場株式会社における注射剤製造ライン等に係る**設備投資資金**（約36.9億円充当）

- － 支払予定時期：2020年12月～2022年9月

岩城製薬株式会社静岡工場における高薬理活性原薬製造機能拡張を目的とした**設備投資資金**（約5.4億円充当）

- － 支払予定時期：2021年4月～2022年12月

既存株主の利益への配慮した条項設定（ターゲット・プライス条項及び行使停止指定条項）

- － ターゲット・プライスに基づく行使制限（**ターゲット・プライス条項**）を付すことにより、原則、当社の株価（終値）がターゲット・プライス（630円又は700円）以上となった場合に限り、SMBC日興証券はその翌2取引日にわたり本新株予約権の行使が可能となる設計
- － 当社の株価がターゲット・プライス以上になった場合でも、当社が本新株予約権の行使停止要請を行うことにより、SMBC日興証券は本新株予約権を行使できなくなり、当社が権利行使のタイミング等を一定程度コントロール可能（**行使停止指定条項**）
- － 潜在株式数は一定であるため、株価動向によらず、新株予約権行使の結果交付されることとなる当社普通株式数の上限は一定であることで、希薄化の割合の上限を予め固定

行使価額修正条項

- － 行使価額が修正されるため、株価上昇時にその上昇メリットを享受でき、一方で株価下落時にも行使を図ることが可能

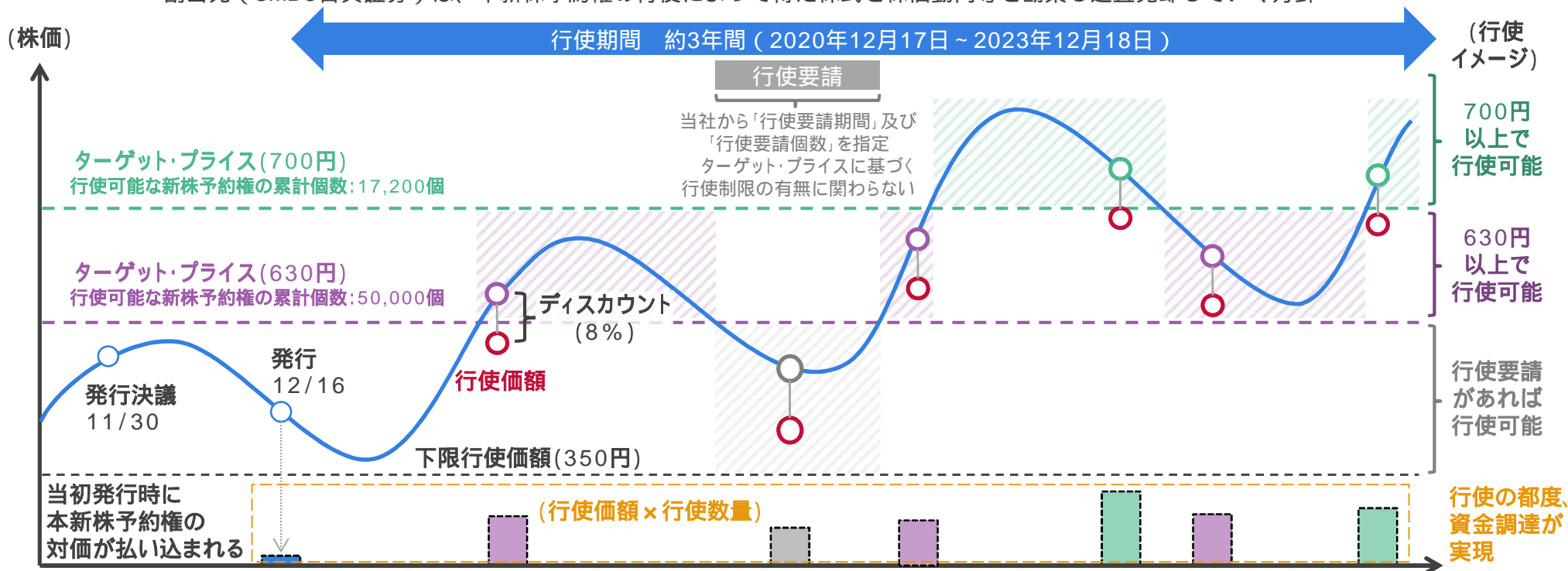
行使要請条項

- － 当社は、SMBC日興証券に対して、行使要請期間中に行使要請個数の全てにつき、本新株予約権を行使するよう要請することができ、これによって資金調達を優先する場面においては、事業機会を逸失せず適切なタイミングで確実に捕捉することが可能

本資金調達の特徴

本新株予約権による資金調達の仕組み

- ✓ 割当先（SMBC日興証券）は、市場動向・投資家動向を踏まえた上で行使請求を行うことができ、当該行使に係る株式の対価として代金（行使価額）を払い込む（＝権利行使により段階的に資金調達が実現）
 - 行使価額は、直前取引日の売買高加重平均価格（VWAP）の92%に相当する価格に修正される（＝行使価額修正条項）
 - ターゲット・プライスを2本設定し、原則として当社の株価が一定水準（ターゲット・プライス）以上となった場合に本新株予約権の行使が可能（＝ターゲット・プライス条項）。また、当社の株価がターゲット・プライス以上になった場合でも、当社要請により本新株予約権の行使停止が可能（＝行使停止指定条項）
 - 資金調達を優先する場面では、ターゲット・プライスに基づく行使制限の有無に関わらず、SMBC日興証券に対して本新株予約権を行使するよう要請することができる（＝行使要請条項）
 - 修正後の価額が下限行使価額を下回った場合、下限行使価額が行使価額となる（＝株価下落時における1株当たり価値の希薄化を一定限度に制限可能）
- ✓ 割当先（SMBC日興証券）は、本新株予約権の行使によって得た株式を株価動向等を勘案し適宜売却していく方針



新株予約権に関するQ&A（1/3）

質問	回答
資金調達目的は何か？	<p>当社グループは、事業環境の変化に柔軟に対応しながら、より一層の成長を遂げるべく、取引先の課題解決に対して様々なソリューションで応える「策揃え」の実現が不可欠であり、既存事業の拡充に向けた戦略投資やM&A等を通じた新規市場の開拓及び新領域・新規事業の展開を引き続き推進していくことが必要と考えております。特に、医薬品関連ビジネスにおいてスペラファーマ株式会社の子会社化及び佐倉工場の承継により創薬プロセスにおける製薬企業からの受託機能を強化して参りましたが、昨今の医薬品業界における開発難易度の高度化と分業化の流れの中で製剤研究や治験薬製造についても外部委託の需要は高まっております。このような需要を迅速かつ機動的に捕捉するためには、十分な設備投資を推進することで万全な受注体制を構築すると同時に、事業拡大に伴う手元流動性低下や負債水準の高まりによる財務戦略の柔軟性の低下に備えるべく、自己資本の拡充及び借入金の低減による財務基盤の強化を進めることがより一層重要であると考え、資金調達を行うことといたしました。</p>
資金調達方法の概要は？	<p>当社と新株予約権の割当予定先であるS M B C日興証券との間でファシリティ契約を締結する予定となっております。</p> <p>本新株予約権は、行使可能期間中、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値がターゲット・プライス（630円及び700円）以上となった場合に限り、S M B C日興証券は行使することができます。行使価額は新株予約権の行使請求の効力発生日前取引日のV W A P（売買高加重平均価格）×92％に修正されます。上記ターゲット・プライス条項を充足した場合でも、当社からの行使停止要請を行うことで、行使停止期間中、S M B C日興証券は行使停止期間の開始日に残存する本新株予約権の全部について行使できないものとされます。なお、当社は、この行使停止要請を撤回通知によって撤回することができます。</p> <p>また、ターゲット・プライス条項を未充足の場合でも、当社は、S M B C日興証券に対して、行使要請条項に基づき、行使要請個数の全てにつき、本新株予約権を行使するよう要請することができます。</p>
なぜ行使価額修正条項付新株予約権なのか？	<p>借入等のデット性資金の調達、あるいは公募増資等その他のエクイティ性資金の調達についても検討しましたが、新株予約権による調達では、株価上昇時にその上昇メリットを享受でき、既存株主に与える影響を一定の範囲に抑えながら財務基盤の強化及び財務柔軟性の確保を図ることができるためです。</p> <p>特に本新株予約権では当社の判断により資金需要や株価動向等を見極めながら、資金調達の時期や行使される本新株予約権の量を一定程度コントロールすることができるというメリットも有しております。</p>

新株予約権に関するQ&A (2/3)

質問	回答
なぜターゲット・プライス条項がついているのか？	今般の資金調達には、岩城製薬佐倉工場及び岩城製薬株式会社静岡工場における設備投資資金に充当し、本設備投資により、これまで逸失していたお客様の需要を捕捉することで機会損失を減らすことに繋がると考えております。そのため、当社の中長期的な事業規模の拡大に繋がるものであることから、将来的な当社株式価値の向上に資すると考えており、既存株主の利益への配慮の観点から、本新株予約権についてターゲット・プライスに基づく行使制限（ターゲット・プライス条項）を付した調達方法を採用することといたしました。また、ターゲット・プライス条項を設定することにより、当社の株価水準に応じて段階的に本新株予約権が行使されることが期待でき、既存株主の利益へ十分配慮した設計であるとと考えております。
なぜ行使要請条項がついているのか？	事業機会を逸失せず適切なタイミングで確実に捕捉するためにも、資金調達を優先する場面においては資金調達の柔軟性を確保する観点から、S M B C日興証券が当社の要請に従い本新株予約権を行使するよう最大限努力すること（行使要請条項）をファシリティ契約に付すことといたしました。
なぜ行使停止条項がついているのか？	本条項により、当社が権利行使のタイミング等を一定程度コントロールできます。そのため、急激な希薄化を回避するとともに、資金需要や株価動向等を見極めながら資金調達の時期や行使される本新株予約権の量を一定程度コントロールすることが可能であるという特徴を鑑みて、行使停止条項をファシリティ契約に付しております。
行使価額はどのようにして決まるのか？	新株予約権の行使請求の効力発生日に、その効力発生日の前取引日のV W A P（売買高加重平均価格）の92%に修正されます。
株券貸借に関して、株式会社C N V社との間で貸借契約を締結する予定とあるが、割当予定先であるS M B C日興証券が空売りをして、株価を下落させる懸念は無いのか？	割当予定先であるS M B C日興証券には、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の定めに基づいて割当てが行われると同時に、S M B C日興証券は当該定めに基づいた当社普通株式の取引を行うものと考えられるため、当社普通株式の株価に対して十分配慮したオペレーションが行われるものと考えています。また、プレスリリースにありますように、当社が新株予約権の行使停止要請を行うことにより、S M B C日興証券は新株予約権を行使することができなくなる設計となっており、当社が権利行使のタイミング等を一定程度コントロールすることが可能な仕組みになっています。
11/20付でS M B C日興証券が大量保有報告書を提出しているが、これは本新株予約権発行と何らかの関係はあるのか？	11/13付でS M B C日興証券（116,600株、0.34%）と三井住友D Sアセットマネジメント（1,690,600株、4.87%）の保有割合の合計が5.20%となり、共同保有ベースで5%を超えたことによって大量保有報告書が11/20付で提出されております。なお、S M B C日興証券からは、証券会社においては内部情報を利用したインサイダー取引などを規制することを目的として、引受部門（投資銀行部門）と営業部門（トレーディング部門）との間に「チャイニーズウォール（情報障壁）」を設置しており、今回の保有株式数の増加は本新株予約権発行を知って予め取得したのではなく、本件に関わらず通常のトレーディング取引同様に、トレーディング取引における株券貸借や株券保有を行ったことによるものであると説明を受けております。

新株予約権に関するQ&A (3/3)

質問	回答
<p>ファシリティ契約付新株予約権のメリットは？</p>	<p>ターゲット・プライス条項及び行使停止指定条項 本新株予約権についてターゲット・プライスに基づく行使制限（ターゲット・プライス条項）を付すことにより、本終値がターゲット・プライス（630円及び700円）以上とならない限り本新株予約権は原則として行使されないことから、既存株主の利益にも配慮した設計となっております。</p> <p>また、当社の株価が当該水準（ターゲット・プライス）以上になった場合においても、当社の判断で本新株予約権の行使停止要請を行うことにより、S M B C日興証券は本新株予約権を行使できなくなり、当社が権利行使のタイミング等を一定程度コントロールできます。そのため、急激な希薄化を回避すると共に、資金需要や株価動向等を見極めながら資金調達の時期や行使される本新株予約権の量を一定程度コントロールすることが可能です。</p> <p>希薄化 潜在株式数は6,720,000株で一定であるため、本新株予約権の行使時点における株価動向によらず、当該行使の結果交付されることとなる当社普通株式数の上限は一定であることにより、希薄化の割合の上限が予め固定されており、既存株主の利益に配慮しています。</p> <p>行使価額修正条項 行使価額が修正されるため、株価上昇時にその上昇メリットを享受でき、一方で株価下落時にも行使を図ることが可能です。</p> <p>行使要請条項 当社は、S M B C日興証券に対して、本新株予約権を行使するよう要請することができます。これにより、ターゲット・プライスに基づく行使制限が生じている場合においても、当社の成長戦略の実現に向けて資金調達を優先する必要があると当社が判断した場合等、S M B C日興証券に対して行使要請を行うことで本新株予約権の行使による資金調達の促進を図ることが可能です。</p>
<p>ファシリティ契約付新株予約権のデメリットは？</p>	<p>当初に満額の資金調達はできない 本新株予約権による資金調達は、S M B C日興証券が本新株予約権を行使した場合に限り、その行使された本新株予約権の個数に行使価額を乗じた金額の資金調達がなされるものとなっているため、満額の資金を短期間で調達することは困難です。</p> <p>全ての新株予約権が行使されても満額の資金調達ができない可能性 本新株予約権は、発行要項に記載された内容に従って行使価額が修正されるものであるため、S M B C日興証券が本新株予約権を全て行使したとしても満額の資金を調達できない可能性があります。</p> <p>不特定多数の新投資家へのアクセスの限界 第三者割当方式という当社とS M B C日興証券のみの契約であるため、資金調達を行うために不特定多数の新投資家を幅広く勧誘することは困難です。</p>

本資料の取り扱い（ご留意事項）について

- 本資料は、イワキ株式会社（以下、当社という）をご理解いただくために作成されたものであり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。
- 本資料に掲載されている将来の見通し、その他今後の予測・戦略などに関する情報は、本資料の作成時点において、当社が合理的に入手可能な情報に基づき、通常予測し得る範囲で判断したものであり、多分に不確定な要素を含んでおります。実際の業績等は様々な要因の変化等により、本資料記載の見通しとは異なる結果を生じる可能性があります。
- 将来の展望に関する表明には、様々なリスクや不確かさが内在しております。
- 今後、新たな情報や将来の出来事等が発生した場合でも、当社は本発表に含まれる「見通し情報」の更新、修正を行う義務を負うものではありません。

問い合わせ窓口
イワキ株式会社
経営管理部
Tel:03-3279-0564